

第1回 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化検討協議会

2024（令和6）年5月1日（水）14時30分から
さくらリサイクルセンター 大会議室

法定協議会等設置までの経緯



■ 設置理由

持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理、執行することを目的として設置。

■ 設置に至る経緯

【平成26年3月】

伊賀市における廃棄物処理のあり方検討において、将来的なごみ処理の広域化を伊賀市の基本理念とすべきとする答申がなされた。

【平成31年1月】

伊賀市が運営するさくらリサイクルセンターの操業期限を令和16年3月末まで延長。

【平成31年3月】

笠置町、南山城村、和束町で構成する相楽東部広域連合が運営する相楽東部クリーンセンターが休炉となる。

【令和2年2月】

「伊賀市、名張市における一般廃棄物処理方法検討会」において、諸課題を踏まえたごみ処理施設の在り方の検討を行い、建設経費及び、施設運営経費の削減効果が期待できるという検討結果から、両市による新しい施設でのごみ処理広域化の検討を行うという結論に至った。

【令和4年10月】

伊賀南部環境衛生組合が運営する伊賀南部クリーンセンターの操業期限を令和16年3月末まで延長。

法定協議会等設置までの経緯



■ 設置に至る経緯

【令和5年3月】

施設の廃炉の検討の必要性、3 t /日程度の小規模施設を単独整備する困難さ、京都府内のごみ処理施設等への参画の困難さがある中で、伊賀市を中心市として形成している、定住自立圏の構成町村という繋がりもあり、伊賀市によるごみ処理広域化の検討に笠置町及び南山城村が参画することとなった。

【令和5年9月1日】

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討に向けた連絡調整を目的とする協議会（任意協議会）を設置。

【令和5年10月16日】

第1回任意協議会にて、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村のごみ処理の現状と課題や4市町村でのごみ処理広域化の検討の開始

について、ごみ処理広域化検討体制の案、ごみ処理広域化検討スケジュール（案）を協議。

【令和5年12月10日】

第2回任意協議会にて、法定協議会及び基本構想検討委員会の規約（案）、三重県及び京都府への届出理由書（案）等について協議。

【令和6年2月15日】

笠置町議会で「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置について」「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置について」を議決。

法定協議会等設置までの経緯



■ 設置に至る経緯

【令和6年2月21日】

南山城村議会で「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置について」「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置について」を議決。

【令和6年3月22日】

伊賀市議会で「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置に関する協議について」「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置に関する協議について」を議決。

【令和6年3月26日】

名張市議会で「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置について」「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置について」を議決。

【令和6年3月31日】

任意協議会を解散。

【令和6年4月1日】

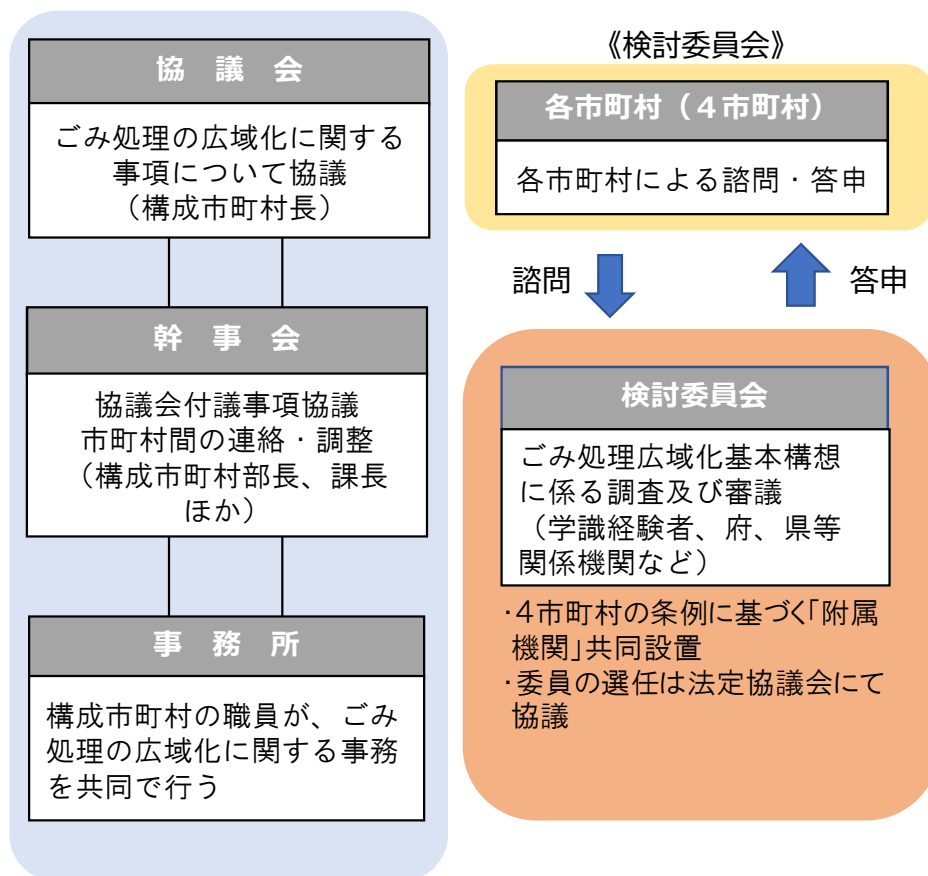
伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会（法定協議会）を設置。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を共同設置。

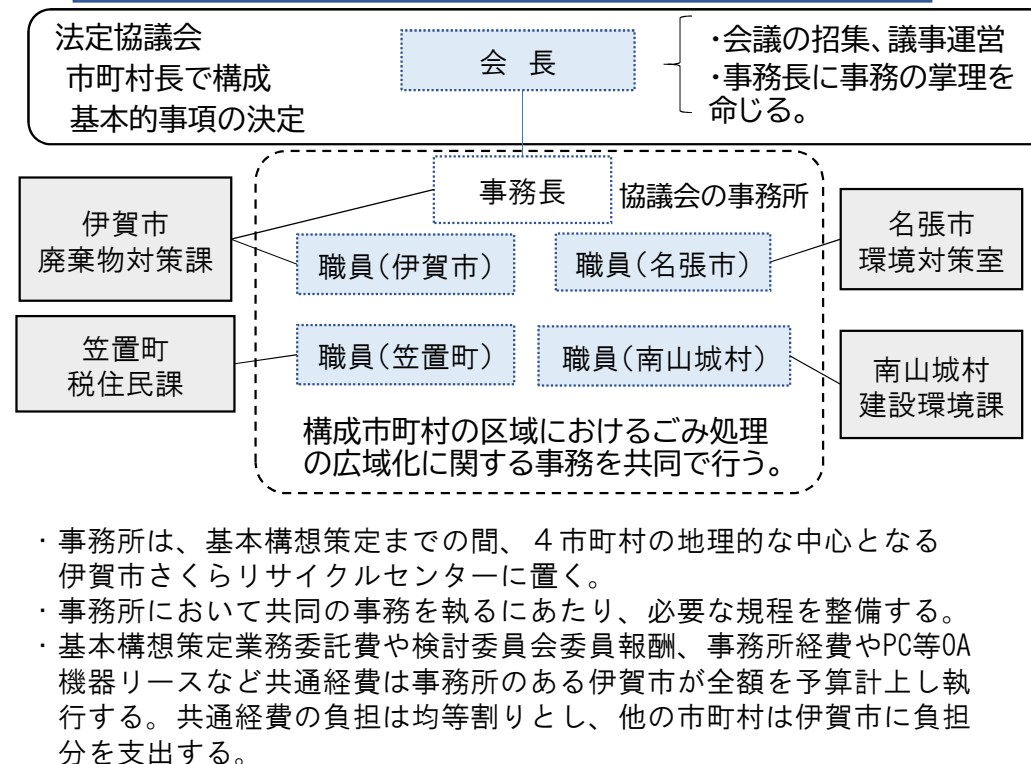
法定協議会等の構成・事務所の体制



法定協議会等の構成



法定協議会事務所の体制



伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約等に関する協議書（一部抜粋）

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約及び伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約の規定により、協議の結果、次のとおり定める。

【伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会】

（会長及び副会長）

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会（以下「協議会」という。）の会長及び副会長は、協議会規約第7条第1項の規定により、協議の結果、次のとおり定める。

会 長は、伊賀市長 岡本 栄 とする。
副会長は、名張市長 北川 裕之 とする。

令和6年4月1日

法定協議会の構成



【協 議 会】

所 属			名 前	備 考
会 長	伊 賀 市	市 長	岡本 栄	
副 会 長	名 張 市	市 長	北川 裕之	
委 員	笠 置 町	町 長	山本 篤志	
委 員	南 山 城 村	村 長	平沼 和彦	

オブザーバー			名 前	備 考
三 重 県	環境生活部 環境共生局	廃棄物対策総括監	西田 憲一	
京 都 府	総合政策環境部	技 監	笠原 淳史	

法定協議会の構成



【幹事会】

所 属			名 前	備 考
座 長	伊賀市人権生活環境部	部 長	瀧口 嘉之	
	名張市地域環境部	部 長	野口 泰弘	
	笠置町税住民課	課 長	石原 千明	
	南山城村建設環境課	課 長	末廣 昇哉	
幹事会会則第4条第2項による出席者			名 前	備 考
伊賀市人権生活環境部		次 長	比口 博	
名張市地域環境部 環境対策室		室 長	恵村 和生	
名張市地域環境部 環境対策室		係 長	上角 健将	
笠置町 税住民課		主 査	矢野 邦彦	
南山城村 建設環境課		主 任	矢部 晋平	

法定協議会の構成



【事 務 所】

所 属			名 前	備 考
事 務 長	伊賀市人権生活環境部 廃棄物対策課	課 長	田中 稔美	
		主 査	吉藤 祐基	
	名張市地域環境部 環境対策室	室 員	津久井 統文	
	笠置町税住民課	主 査	辻井 堅一	
	南山城村建設環境課	主 任	森西 達也	

協議会規約に基づく規程等



協議事項 幹事会会則（案）【協議会規約第12条に基づく】

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会幹事会会則（案）

（規約第12条関係）

（設置）

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会（以下「協議会」という。）は、その事務を円滑に処理するため、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
（1）規約第13条に規定する協議会の会議に付議すべき事項の協議に関すること。

（2）2市1町1村間の連絡・調整に関すること。
（3）前各号に掲げるもののほか、協議会の会長が必要と認める事項。

（組織）

第3条 幹事会は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村の職員からそれぞれ次に掲げる者をもって組織する。

- （1）伊賀市人権生活環境部長
- （2）名張市地域環境部長
- （3）笠置町税住民課長
- （4）南山城村建設環境課長

2 幹事会に座長を置く。

3 幹事会の座長は、伊賀市人権生活環境部長の職にある者をもって充てる。

（幹事会の会議）

第4条 幹事会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者又は専門知識を有する者の出席を求めることができる。

協議会規約に基づく規程等



（庶務）

第5条 幹事会の運営に関する庶務的事項は、協議会事務局において事務に従事する職員が、その事務を執る。

（その他）

第6条 この会則に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、座長が幹事会に諮って定める。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

協議会規約に基づく規程等



協議事項 公印取扱要領（案）【協議会規約第22条に基づく】

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会公印取扱要領（案）

（趣旨）

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約第22条の規定に基づき、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の公印の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（公印の名称等）

第2条 公印の名称、書体、寸法、用途、ひな形、保管者及び個数は、別表のとおりとする。

（公印の保管及び使用責任）

第3条 公印の保管及び使用は、公印保管者が責任をもって行わなければならない。

（保管の方法）

第4条 公印保管者は、公印を常に堅固な箱に納めて

保管しなければならない。

2 公印は、特に公印保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

（公印の新調、改刻、廃止）

第5条 公印の新調、改刻及び廃止は、公印の調製（改刻）（廃止）申請書（様式第1号）により会長の決裁を得て公印保管者が行うこととする。

（公印台帳）

第6条 公印保管者は、公印台帳（様式第2号）を備え、公印の名称、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

（公印の事故）

第7条 公印保管者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

協議会規約に基づく規程等



（公印の使用）

第8条 公印を使用するときは、公印使用簿（様式第4号）に必要事項を記載した上、公印保管者に決裁文書を提示し、その承認を受けなければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

協議会規約に基づく規程等



協議事項 個人情報取扱要領（案）【協議会規約第22条に基づく】

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会並びにごみ処理広域化基本構想検討委員会事務にかかる個人情報取扱要領（案）

それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、本業務の実施に当たって取り扱うこととなるものをいう。

1. 趣旨

この要領は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会（以下「協議会」という。）並びにごみ処理広域化基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）における個人情報の取扱について定めるものである。

2. 定義

本要領において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報（死亡した個人に関する情報であっても、その情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合も含む。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、

3. 取扱に際しての基本方針

- （1）個人情報は、協議会及び検討委員会の事務に従事する職員が、それらに従事する場所において、職務のためにのみ取扱うものとする。
- （2）個人情報の取扱は、目的を達成することができる必要最小限の範囲とする。
- （3）本業務を実施するために、取得する個人情報については、適正かつ公正な手段により取得する。

4. 個人情報の保護

- （1）個人情報の適正管理を図るため、事務室等においては伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）の個人情報保護に関する規定を遵守し業務にあたるものとする。

協議会規約に基づく規程等



(2) 個人情報の適正管理を行うため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、事務長をもって充てる。

(3) 管理責任者は事務室内に個人情報管理担当者を選任し、個人情報の取扱事務を担当させ、個人情報の保護に関する業務にあたらせるものとする。

5. 個人情報の漏えい防止措置

(1) 事務室へは、無断で部外者の出入りがなされることのないようにする。

(2) 第三者による不正アクセス、情報の漏えいを防止するため、事務室職員それぞれに個人情報データの取扱IDを付与し、取扱に際しては当該IDによる認証を必要とするものとする。

(3) 個人情報漏えい防止及び個人情報漏えい事故発生時の原因解明のため、管理者は個人情報の取扱状況の把握に努めるものとする。

(4) 個人情報を含む電子データを紙上に出力する際は、機密文書に該当するためその

取扱について十分注意するよう周知徹底するものとする。

6. 個人情報の利用にかかる不正行為発生時の措置

事務室等における個人情報の取扱に関し、不正行為が発生した際には、協議会の担任する事務にかかるものにおいては協議会会長、または検討委員会の事務にかかるものにおいては当該職員の所属する自治体における原課の長は次の措置を実施するものとする。

(1) 構成市町村及び個人情報管理者への不正行為概要、同種の不正行為再発防止のための具体的措置及び実施者に対する懲罰処分結果の報告

(2) 不正行為実施者の取扱記録及び取扱履歴の確保及び保全

(3) 不正行為実施者に対する取扱権限の停止

(4) 不正行為にかかる苦情及び諸問題に対する対応状況及び処理の記録

7. この要領は、令和6年4月1日から施行する。

協議会規約に基づく規程等



■ 文書取扱要領（案）【協議会規約第22条に基づく】

協議会の文書の取扱いについて、必要な事項を定める。

- ・ 行政文書の取扱い
- ・ 行政文書の保存期間
- ・ 決裁の順序
- ・ 行政文書の整理
- ・ 簿冊の保管・保存

協議会規約に基づく規程等



■ 情報セキュリティポリシー（案）【協議会規約第22条に基づく】

（基本方針）

協議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティ対策について下記のとおり基本的な事項を定める。

- ・ 目的
- ・ 定義
- ・ 対象とする脅威
- ・ 適用範囲
- ・ 情報セキュリティ対策
- ・ 職員等の遵守義務

（実施手順）

情報セキュリティ管理者及び情報システム担当者が、情報システムのセキュリティ対策を実施するための汎用的な手順書を定める。

- ・ 物理的セキュリティ対策
- ・ 人的セキュリティ対策
- ・ 技術的セキュリティ対策
- ・ 外部サービスの利用

協議会規約に基づく規程等



■ 緊急時対応計画（案）【協議会規約第22条に基づく】

情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産に対するセキュリティ侵害事案が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施することで、被害の最小化又は未然防止を図るため定める。

- ・ 計画の目的
- ・ 対象とする情報セキュリティインシデント
- ・ インシデントハンドリングの具体的手順
- ・ 平常時の事前準備
- ・ 予防

■ 事務決裁規程（案）【協議会規約22条に基づく】

協議会の会長及び幹事会座長の権限に属する事務について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事案決裁の適正化を図るため定める。

- ・ 決裁事案
- ・ 決裁の順序

基本構想検討委員会の委員候補者



委 員	
伊 賀 市	副 市 長
名 張 市	副 市 長
笠 置 町	参 事
南 山 城 村	副 村 長
三 重 県	環境共生局資源循環推進課長
京 都 府	総合政策環境部循環型社会推進課長
学識経験者	立命館大学理工学部環境都市工学科教授
	三重大学大学院工学研究科准教授
	公益社団法人全国都市清掃会議技術部長
地 域 代 表	花垣地区住民自治協議会代表者
	桐ヶ丘地区住民自治協議会代表者
	名張市地域づくり代表者会議
	笠置町区長会
	伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン懇談会 南山城村委員

基本構想検討委員会への諮問内容



■ 諮問内容（案）

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村におけるごみ処理の広域化に関する基本的な構想の策定に関すること。

検討すべき事項

- ・ 基礎調査
- ・ 広域化に向けた現状分析
- ・ 将来予測
- ・ ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討
- ・ 広域化の検討と整理

今後のごみ処理広域化検討のスケジュール（案）

項 目		令和 6 年度											
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
協議会	ごみ処理広域化検討協議会	4月1日に協議会設置	【5月1日】 第1回協議会			【9月上旬】 基本構想策定 業務委託契約 （予定）					第2回協議会（予定）		
			【主な内容】 ・ 規約に基づく規程等の整備について ・ 検討委員会の委員候補者の決定について ・ 検討委員会への諮問内容について ・ 今後のごみ処理広域化検討のスケジュールについて							【主な内容】 ・ 基礎調査について ・ 広域化に向けた現状分析について ・ 将来予測について ・ 令和7年度予算（案）及び事業計画（案）について			
附属機関	基本構想策定業務	4月1日に検討委員会共同設置	【6月3日】 第1回委員会						【11月下旬～12月上旬】 第2回委員会 （予定）			第3回委員会 （予定）	
			【主な内容】 ・ 委員の委嘱 ・ 委員長、副委員長の選任 ・ 検討委員会へ委員長への諮問書の提出 ・ 仕様書の確認 ・ 今後のスケジュールの確認						【主な内容】 ・ 基礎調査 ・ 広域化に向けた現状分析 ・ 将来予測	【主な内容】 ・ 広域化事業に必要な検討事項 ・ 施設整備について ・ 業者アンケート項目確認			

今後のごみ処理広域化検討のスケジュール（案）

項 目	令和 7 年度											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2月	3月
協議会	ごみ処理広域化検討協議会	第3回協議会 (予定)			第4回協議会 (予定)		・ 基本構想中間案の作成 (予定) ・ パブリックコメントの実施 (予定)				第5回協議会 (予定)	
		【主な内容】 ・ 広域化事業に必要な検討事項について ・ 施設整備について ・ 業者アンケート項目について			【主な内容】 ・ 業者アンケート結果について ・ 広域化の検討と整理について						【主な内容】 ・ 基本構想成果報告について	
附属機関	基本構想策定業務			第4回委員会 (予定)				第5回委員会（予定）		第6回委員会 (予定)		
				【主な内容】 ・ 業者アンケート結果報告 ・ 広域化の検討と整理				【主な内容】 ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 基本構想最終案のとりまとめ		【主な内容】 ・ 答申内容		

資料編

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会とする。

（協議会を設ける市町村）

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）がこれを設ける。

- (1) 伊賀市
- (2) 名張市
- (3) 笠置町
- (4) 南山城村

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、構成市町村の区域におけるごみ処理の広域化に関する事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、三重県伊賀市治田3547番地13伊賀市さくらリサイクルセンター内に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員2人以内をもってこれを組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して定めた構成市町村の長をもってこれに充てる。
2 会長及び副会長は、非常勤とする。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約

（委員）

第8条 委員は、構成市町村の長（会長又は副会長となる構成市町村の長を除く。）をもってこれに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

（職員）

第10条 協議会が担任する事務（以下「協議会事務」という。）に従事する職員（次項を除き、以下「職員」という。）の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

2 構成市町村の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該構成市町村の職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義

務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（職員の職務）

第11条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会事務に従事する。

（事務処理のための組織）

第12条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（会議）

第13条 会議は、協議会事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約

2 副会長又は委員のうち1人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第15条 会議は、副会長及び委員のうち過半数の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

（構成市町村の長の名においてする事務の管理及び執行）

第16条 協議会が協議会事務を各構成市町村の長の名において管理し、及び執行するときは、協議会は、協議会事務に関する伊賀市の条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）を各構成市町村の協議会事務に関する条例等とみなして、

協議会事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 伊賀市は、協議会事務に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

3 伊賀市長は、協議会事務に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

（歳入歳出予算）

第17条 協議会に関する予算は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、会長が伊賀市長の支出命令権の委任を受けて当該歳入歳出予算を執行する。

（経費の支弁の方法）

第18条 協議会に要する費用は、構成市町村がこれを負担する。

2 前項の規定により構成市町村が負担すべき額は、構成市町村の長が協議により定める。

3 名張市、笠置町及び南山城村は、前2項の規定により負担する負担金を伊賀市に納付しなければならない。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約

（財産の取得、管理及び処分の方法）

第19条 協議会事務の用に供する財産に関しては、構成市町村の長が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、第16条の規定により、当該管理に関する伊賀市の条例等を構成市町村の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。

（その他の財務に関する事項）

第20条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

（協議会解散の場合の措置）

第21条 協議会が解散した場合においては、構成市町村が協議によりその事務を承継する。

（協議会の規程）

第22条 協議会は、この規約に定めるもののほか、会議を経て協議会事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約

（共同設置）

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村が共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、同法第138条の4第3項に規定する市町村長の附属機関として、共同してこの委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の名称）

第2条 委員会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会とする。

（委員会の執務場所）

第3条 委員会の執務場所は、三重県伊賀市治田3547番地13伊賀市さくらリサイクルセンター内とする。

（委員会の所掌事務）

第4条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

- (1) 構成市町村におけるごみ処理の広域化に関する基本的な構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村におけるごみ処理の広域化に関し構成市町村の長が必要と認めること。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第6条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、構成市町村の長が協議して定める候補者について、伊賀市長がこれを選任する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 伊賀市長は、委員に欠員が生じたときは、7日以内にその旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知するとともに、第1項の規定の例により補欠の委員を選任するものとする。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約

4 伊賀市長は、委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においては、あらかじめ名張市長、笠置町長及び南山城村長と協議しなければならない。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、第4条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第8条 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めない場合にあっては、会議は、伊賀市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（委員以外の者の出席）

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（委員会の事務を補助する職員）

第11条 委員会の事務を補助する職員は、構成市町村の職員をもって充て、職員の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

（歳入歳出予算）

第12条 委員会に要する経費は、伊賀市の一般会計の

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約

歳入歳出予算に計上し、伊賀市長が当該歳入歳出予算を執行する。

（負担金）

第13条 委員会に要する経費に関する構成市町村の負担金の額は、構成市町村の長の協議により定める。

2 名張市、笠置町及び南山城村は、前項の負担金を、伊賀市に納付しなければならない。

3 前項の規定による負担金の納付の時期については、構成市町村の長の協議により定める。

（特定の事務に要する経費）

第14条 前条の規定にかかわらず、構成市町村のうち特定の市町村が専ら当該市町村のために委員会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、前条第1項に規定する負担金とは別に、これに要する経費を当該市町村の予算に計上して支出するようしなければならない。

（委員会の事務の管理及び執行に関する条例等）

第15条 委員会の事務の管理及び執行に関する条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）については、構成市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

（委員の身分の取扱いに関する条例等）

第16条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法（以下「委員の報酬等」という。）は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等の定めるところによる。

2 伊賀市は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

3 伊賀市長は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

（補則）

第17条 この規約に定めるもののほか、委員会の担任する事務に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。